

入札公告

避難所確保対策事業委託について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年7月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 業務名
避難所確保対策事業委託
- 2 業務仕様等
別添仕様書のとおりとする。
- 3 契約期間
契約締結日から令和9年1月22日まで
- 4 入札の方法
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づく一般競争入札
- 5 入札者の資格及び資格審査の方法等
 - (1) 入札参加資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 高知県内に本社（又は本店）又は営業所（又は支店）を置く者であること。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
 - エ 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者又は入札日までに登録される予定の者であること。
 - オ この公告の日から当該委託業務の開札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）及び高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管223号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - カ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象

者に該当しない者であること。

(2) 入札参加の方法等

この委託業務の入札に参加しようとする者は、提出期限までに、一般競争入札参加申請書（第1号様式）、令和6年度から令和8年度競争入札参加資格（物品購入等関係）申請書又は令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）及び上記事業における地方公共団体との契約実績（過去2年間に於ける2契約分。以下「契約実績」という。）が確認できる書類の写し（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。ただし、契約実績がない場合は、10に定める入札保証金を納付して、この委託業務の入札に参加することができる。

ア 申請書等の様式

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

＜アドレス＞

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010000/010201/>

イ 申請書等の提出

(ア) 提出部数 1部（申請書等）

(イ) 提出期限 令和8年7月27日（月）午後5時

(ウ) 提出場所 高知県危機管理部南海トラフ地震対策課
〒780-8570
高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

(エ) 提出方法

申請書等をPDFファイルにして、電子メールに添付の上、(オ)のメールアドレスへ送信すること。併せて、申請書等提出には、必ず送信した旨を(オ)の電話番号まで入札実施機関の担当に伝えること。

(オ) 申請書等の送信アドレス

E-mail : 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL : 088-823-9317

6 契約条項等を示す場所

(1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

電話番号 088-823-9317

F A X 088-823-9253

(2) 手渡しによる交付の場合

入札公告の日から令和8年7月27日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日及び午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に高知県危機管理部南海トラフ地震対策課で交付する。

(3) ダウンロードによる交付の場合

入札公告の日から令和8年7月27日(月)午後5時までの間に、以下の高知県危機管理部南海トラフ地震対策課ホームページで交付する。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010000/010201/>)

7 質疑応答

(1) 所定の様式により、電子メールに添付のうえ、(6)の電子メールアドレスへ送付すること。FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関の担当に伝えること。

(3) 質問に対する回答は、下記(5)の期限までに高知県危機管理部南海トラフ地震対策課ホームページに掲載するものとする。

(4) 質疑書提出期限

令和8年7月27日(月)午後5時

(5) 質疑書回答期限

令和8年7月30日(木)午後5時

(6) 質疑等の送付アドレス

E-mail : 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL : 088-823-9317

8 申請書等の審査結果に係る事項

申請書等の提出があったものについては、入札参加資格の確認結果を令和8年7月30日(木)期限に電子メールで通知する。

9 入札執行の日時及び場所

郵便入札により行う。

(1) 入札書提出期限 令和8年8月5日(水)午後5時

(2) 郵送方法 別紙「入札書の送付の仕方について」のとおり

(3) 開札日時 令和8年8月6日(木)午後1時30分

(4) 送付先及び開札場所 高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

10 入札保証金

高知県契約規則第9条及び第10条の規定による。

11 最低制限価格の有無

無し

12 落札者の決定等

予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格の者を落札者と決定する。ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、同価格の者が二人以上あるときは、抽選により決定する。

入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札（2回を限度とする）に付し、なお予定価格を超える場合は最低価格の者から順次示談のうえ、予定価格の範囲内において契約する。

13 無効入札

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。
- (2) 入札に際し、不正の行動があったとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。
- (4) 納付すべき入札保証金を納付していないとき又はこれが不足しているとき。
- (5) 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
- (6) 入札書の金額を訂正しているとき。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

14 契約保証金

高知県契約規則第39条及び第40条の規定による。

15 入札に関し留意すべき事項

- (1) 入札書の記載事項について訂正し、又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。
- (2) いったん郵送した入札書については、取り替え、訂正し、又は取り消すことはできない。

16 資格審査に関する事項

5の(1)の入札参加資格を有しない者で、入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センターへ提出又は高知県電子申請サービスにより申請すること。また、申請の際には、申請書の欄外（高知県電子申請サービスで申込みを行う場合は、手続き申込：申込の9備考欄）に、朱書きで公告日、入札件名及び入札日を記載すること。ただし、令和7年3月26日（木）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、参加資格が与えられない場合がある。

なお、申請書を提出するときには、この入札公告の日、入札の件名及び

入札の日時を当該申請書に朱書きするとともにその旨を申し出ること。

17 その他事項

- (1) 入札参加者は、別添の入札心得の各条項を承知すること。
- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした物に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- (5) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (6) 契約書の様式は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課において閲覧することができる。
- (7) 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて高知県危機管理部南海トラフ地震対策課ホームページにおいて公表する。